

原子力発電施設等緊急時安全対策交付金

令和8年度概算決定額
エネルギー対策特別会計

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

100億円（100億円）

事業の背景・内容

○事業の背景と必要性

平成24年10月に原子力規制委員会が策定した原子力災害対策指針等に基づき、原子力発電施設等の周辺地域住民に係る原子力防災対策を強化する必要があります。

○事業の内容・実施項目

本事業の柱となる以下の5事業により、立地道府県等（※）が行う原子力防災対策を支援します。

（※）原子力発電所については、概ね30km圏内の道府県

① 緊急時連絡網整備事業

立地道府県等と国の機関並びに所在市町村等を結ぶ緊急時連絡網の維持・管理に係る事業

② 防災活動資機材等整備事業

緊急時における住民の安全を確保するための施設（屋内退避施設等）、防災業務従事者の安全を確保するための物品の整備、屋内退避継続のための備蓄物資、原子力災害医療に用いる施設及び物品、原子力施設等の警備のための施設及び物品等の整備に係る事業

③ 緊急時対策調査・普及等事業

緊急時における住民の安全の確保に関する調査、知識の普及等に係る事業

④ 緊急事態応急対策等拠点施設整備事業

緊急事態応急対策等拠点施設（オフサイトセンター）に係る整備・維持事業

⑤ 緊急時避難円滑化事業

緊急時の避難円滑化に係る事業（避難経路の隘路対策（すれ違い待機所の設置等の局部的な改修等）、安全対策（法面改善等）、豪雪対策（融雪設備の設置等）、孤立化対策（ヘリポート整備等）、避難時における交通誘導対策（信号機遠隔制御、誘導標識の設置等）等、モデル実証事業の効果検証を踏まえたもの）

具体的な成果イメージ

地域原子力防災協議会・作業部会

① 緊急時連絡網整備事業



② 防災活動資機材等整備事業



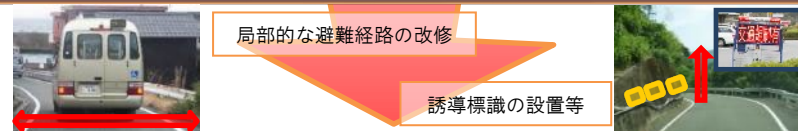
③ 緊急時対策調査・普及等事業



④ 緊急事態応急対策等拠点施設（オフサイトセンター）整備事業



⑤ 緊急時避難円滑化事業



事業のスキーム

国

定額を交付

立地道府県等

原子力防災体制の充実・強化